

調達管理番号・案件名
25a00679_フィリピン国/バンサモロ正常化支援(社会経済支援)

質問と回答は以下のとおりです。

2025/12/8

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	12	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項(1)活動に関する業務 ①成果1に関わる活動 活動1-2の表:パイロット訓練の想定規模 および ③成果3に関わる活動 活動3-1の表:パイロット訓練の想定規模	活動1-2および活動3-1のパイロット訓練の想定規模を示した表では、参加者数が「約15名／回」と記載されています。この想定人数は、どのような根拠に基づいて設定されたものでしょうか。 TESDAの奨学金で実施される訓練コースは、通常25名／クラス(最大)で開講されており(TESDA規定に基づく)、それに比べて想定人数が少ないのでお伺いするものです。	25名と訂正させていただきます。プロポーザルご提出時TESDAの規定を踏まえ、正しい人数及び実施可能な人数(BARMM外の実施も見据え、対象者のプロファイリングのハードルの高さを鑑み実現可能な人数)を確認させていただければと思います。
2	12	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項(1)活動に関する業務 ①成果1に関わる活動 活動1-2の表:パイロット訓練の想定規模 および ③成果3に関わる活動 活動3-1の表:パイロット訓練の想定規模	活動1-2および活動3-1に関するパイロット訓練の想定規模を示した表では、開催期間がそれぞれ「約5日」「約3～5日」と記載されています。 一方、TESDA の奨学金による訓練コースは一般的に30日程度となっており、さらに DCC 向け訓練では必須の Value Transformation Training(3日間)の実施が必要と伺っています。 このため、記載されている日数では、技能習得、VTT、Pathway 強化の取り組みをすべて実施することは難しいと考えています。そこで確認ですが、表に示された想定期間は、「パイロット訓練における技能習得以外のセッション(つまりVTT や Pathway 強化セッション等)の実施期間」と理解してよろしいでしょうか。	パイロットプロジェクトの目的に鑑み、十分と思われる日数と内訳(技能訓練、技能習得、VTT、Pathway 強化等)をご提案ください。 なお、「特に具体的な提案を求める」事項は公示に示す通りですが、これに限らずその他にも提案事項がある場合は併せてプロポーザルにてご提案ください。
3	12	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項 (1)活動に関する業務 ②成果2に関わる活動 活動2-1	活動2-1で、「5州のMBHTE-TESDの主要職員を対象に、モデル訓練に関するオリエンテーション・研修および観察を実施する」とありますが、ここに含まれる州をご教示ください。Sulu州は含まれない想定でしょうか。	BARMMを構成するBasilan、Lanao del Sur、Maguindanao del Norte、Maguindanao del Sur、Tawi-Tawiの5州です。Sulu州は2024年にBARMMから離脱しています。
4	13	第2章 特記仕様書(案) 第4条 業務の内容 2.本業務にかかる事項 (1)活動に関する業務 ③成果3に関わる活動 活動3-1の表:パイロット訓練の想定規模	パイロット訓練の想定規模が記載された表について、対象者はBARMM外のDCCsとある一方で、実施場所としてBARMM内に位置するコタバト市や北マギンダナオ州スルタンクダラット町が挙げられています。 このパイロット訓練は、正しくは「対象者はBARMM外のDCCs、実施場所はBARMM外(Region12)」を想定する、と理解してよいでしょうか。	「BARMM外のパイロット訓練の対象者はBARMM外のDCCs、実施場所はBARMM外(Region12)を想定する」で問題ありません。 BARMM外への活動展開に関してはさらなる情報収集を必要とする段階です。事業開始にあたり、Region12をはじめとするBARMM外地域の職業訓練所、セミナー会場等について、邦人専門家の渡航可否(否の場合遠隔で指導可能か)や安全対策の確認含め実施可能な場所を選定していきます。

以上